

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 34 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 8 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 大阪湾広域臨海環境整備センター

（2）住 所 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号

大阪中之島ビル 9 階

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 阪神港大阪区第 6 区および尼崎西宮芦屋区第 1 区
（淀川河口）

（2）期 間 令和 7 年 11 月 10 日から

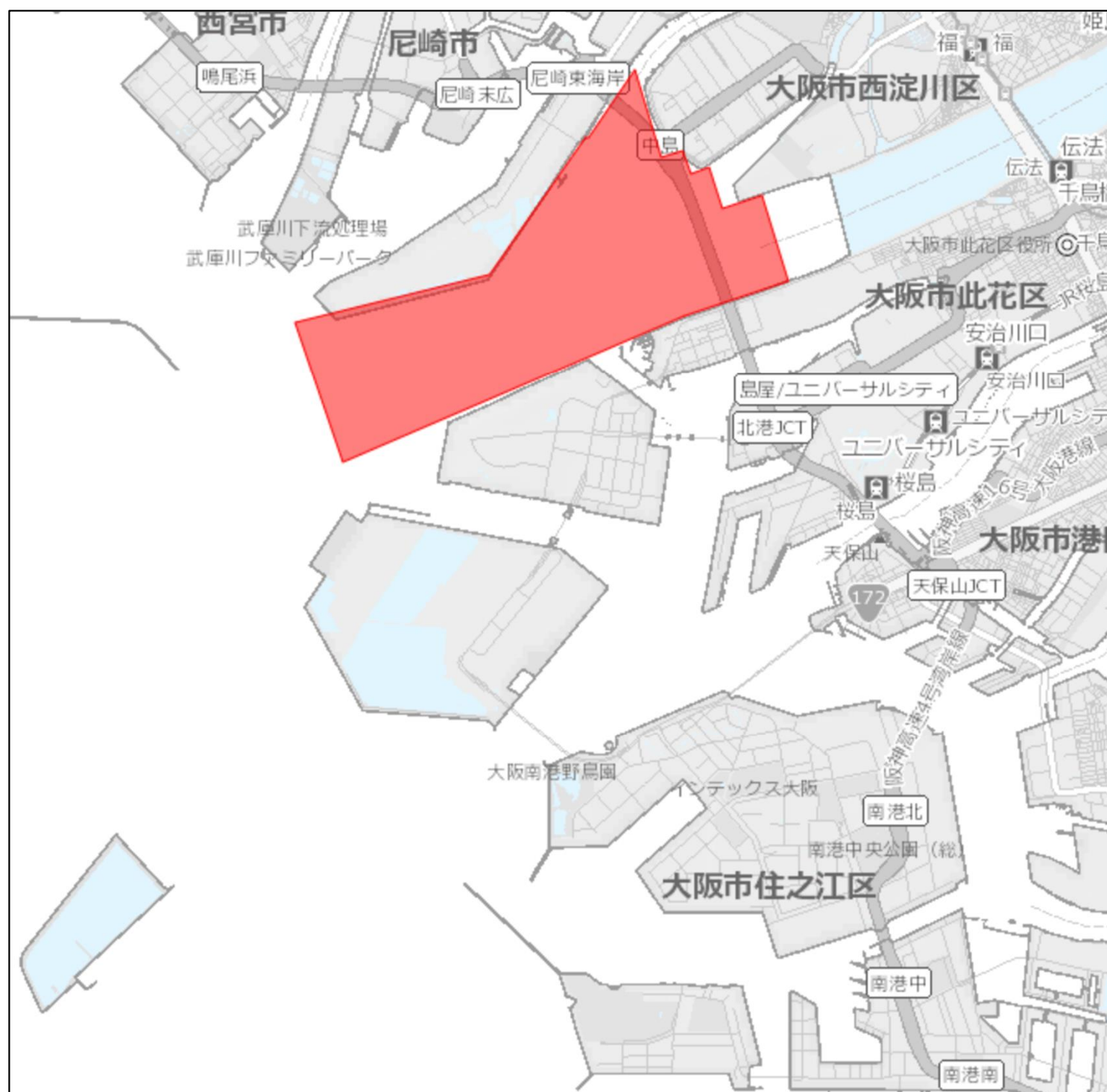
令和 7 年 12 月 26 日まで

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)

 : 測量区域